

行動障がいのある障がい者への望ましい支援体制(イメージ)(案)

行動障がいの行動の意味を解釈し、生活支援プログラムを作成できる人材

この人材は市内の事業所に数人いて、利用者が在宅サービスだけを利用する場合や、通所先に行動障がいの支援に不慣れな職員しかいない場合に、要請に基づき現場に派遣することを想定している。

※通所先に、強度行動障がい者支援事業の共同支援の経験者がいれば、その経験者が支援を行うことを想定している。

【協議のポイント】

○このような人材をどのようにして増やすか。

○どのようにすれば、このような人材を機動的に派遣できる体制が作れるのか。

二次相談

専門的助言・指導

【この人材の役割(協議会での事例検討や意見を通じてまとめたもの)】

- ①対象者に密着してビデオ撮影など直接観察を行う。
 - ②現場の支援者たちに記録してもらう行動の記録表を作成する。
 - ③ビデオや記録表を基に、行動の分析を行う。
 - ④分析結果に基づき、支援プログラム、支援ツール(絵カード等)を作成する。
 - ⑤個別ケア会議で、支援プログラムの説明を行う。
 - ⑥現場で、支援者たちに直接指導を行う。
 - ⑦支援効果を検証する。
- (必要に応じて、上記のプロセスを繰り返す)

※その他、指導等を通じて現場の支援者たちを育成し、将来的には現場の支援者たちだけで支援が可能な状態にしていく役割もある。

相談支援機関

支援者集め、全般的な助言等

現場の支援者たち
・居宅介護事業所
・行動援護事業所
・通所事業所 など

支援

サービスのコーディネート、助言等

相談

障がい者・児
(家族)

